

エネルギー価格高騰により大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業継続と経営維持を支援するため  
国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用した支援金を支給します。

# 栗山町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金

申請期限

令和8年3月16日(月)

※郵送の場合は当日消印有効

## ■対象事業者・支給要件■

- ①令和7年12月31日以前に開業し、現に町内で事業所等を有し事業を営む法人又は個人事業者  
※本社が町外であっても、町内に営業実態のある事業所を有している場合は対象となります。  
※個人事業者は町内に住所又は事業所等を有している場合に限ります。
- ②法人・個人事業者いずれも直近の確定申告における年間の事業収入額(売上高)が100万円以上であり、個人事業者については事業収入(営業等・農業・不動産)が給与・年金等のその他収入の合計を上回っていること。(令和7年中に開業した場合の取扱いは裏面 Q&A をご参照ください)
- ③栗山町農業物価(飼料価格)高騰対策支援金 又は 栗山町福祉施設等緊急対策支援金の支給対象ではないこと。
- ④今後も町内で事業を継続する意思があること。

■支援金額■ 法人事業者 20万円 個人事業者 10万円

## ■申請に必要な書類■

- 栗山町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金支給申請書(様式第1号)
- 振込先通帳の写し(見開き1ページ目)
- 本人確認書類(申請担当者)  
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し
- 年間事業収入と町内で事業を営んでいることが確認できる以下の書類

申請書のダウンロードはこちらへ



法人	□直近の法人税確定申告書別表一の写し <u>及び</u> 法人事業概況説明書(両面)の写し
個人	下記の <u>いずれか</u> の書類 □直近の確定申告書第一表の写し <u>及び</u> 所得税青色申告決算書(両面)の写し □直近の確定申告書第一表の写し <u>及び</u> 白色申告収支内訳書(両面)の写し

※上記の書類では支給要件が確認できない場合など、状況に応じてその他の書類をお願いする場合がありますので何卒ご了承ください。

裏面のQ&Aもご確認ください

## ■Q&A■

Q1. 支給申請書の「年間売上高」「年間事業収入」欄には何を記載するのですか？

A1. 法人については、法人事業概況説明書の「売上(収入)高」欄の金額を円単位で記載してください。  
個人事業者については、申告書の「収入金額等」欄の事業(営業等・農業)と不動産の合計額を記載してください。

Q2. 令和7年8月に事業を開始し、12月までの事業収入が100万円に満たない個人事業者は申請できますか？

A2. 令和7年分確定申告における事業開始月またはその翌月から12月までの事業収入の平均月額を12倍した額が100万円以上であれば対象となります。令和7年分確定申告を済ませてから申請してください

Q3. 令和7年4月に事業を開始し、現在1期目の事業年度途中の法人ですが、12月までの売上高が100万円に満たない場合は申請できますか？

A3. 事業開始月またはその翌月から12月までの売上高の平均月額を12倍した額が100万円以上であれば対象となります。各月の売上額が確認できる資料(売上台帳等)を提出してください。

Q4. 令和6年分確定申告では事業収入が100万円に満たないのですが、令和7年分の事業収入が100万円以上となる場合は申請できますか？

A4. 令和7年分確定申告を直近の申告として、申告手続き後に申請してください。

Q5. 年金収入が120万円、事業収入が110万円の場合は申請できますか？

A5. 年金・給与等のその他収入が事業収入を上回っている場合は対象外となります。

Q6. 町外に住所を有し、町内に店舗を構えて営業している個人事業者は対象になりますか？

A6. 町内の事業所等で事業を営んでいることが確認できれば対象となります(町内での営業実態を確認できる資料等を別途提出していただきます)

Q7. ネットバンキングや当座預金のため通帳が無い場合は？

A7. 銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できる画面を印刷して提出してください。

## ■申請先・問合せ先■

※郵送での申請も可能です

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地

栗山町商工観光課 商工・労働グループ

☎ 0123-73-7516 受付時間:平日 8:30~17:15